秋季全国火災予防運動

問い合わせ　消防本部予防課　☎38-2098

＜全国統一防火標語　「消したかな　あなたを守る　合言葉」＞
＜阪神地区統一標語　「火災から　人命を守ろう」＞

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。《**実施期間**：11月９日～15日》

特に、住宅防火対策については、住宅火災による死者数を低減させる効果の周知を図り、既存の住宅についても条例で定める平成23年５月末までに、住宅用火災警報器を早期に設置するよう促進、その有効性・購入方法・適正な取り付け場所・設置後の維持管理方法等について広く周知し、積極的に普及啓発に取り組みます。

また、本市では出火原因の約３割が“放火”もしくは“放火の疑い”によるものです。

市民の皆さんも、火災から“いのちを守る７つのポイント”に留意し、放火されない環境づくりにご協力をお願いします。

【住宅防火対策】　火災から“いのちを守る７つのポイント”

３つの習慣	①寝たばこは、絶対にやめる。 ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。 ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
４つの対策	①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。 ②寝具・衣類・カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。 ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。 ④高齢者や身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制を作る。

【放火火災・連続放火火災防止対策】　放火されない環境づくりが大切です

①燃えやすいものを家の周囲に置かない。
②家のまわりを明るくする。
③自動車やバイクのボディカバーは防炎製品にする。

【特定防火対象物における防火安全対策の徹底】

①防火管理体制の充実
②避難施設等および消防用設備等の維持管理の徹底

※市ホームページの消防コーナー「住宅防火対策」をご参照ください。

11月９日は「119番の日」

問い合わせ　消防本部警防課 通信担当　☎32-2345

【いざというときの備えが大切】

電話機のそばに自宅の場所や電話番号などの必要事項を書いたメモを張っておくなど、落ち着いて正確な通報ができるように心がけましょう。

【119番の正しい利用の仕方】

■**火事か救急の別**　最初に「火事」・「救急」の別を、はっきりと言いましょう。
■**発生場所**　住所は正しく、目印になるビルや公園などの目標物を伝えましょう。
■**火事・事故等の状況**　火事・事故等の状況を正確に言いましょう。
■**通報者の氏名・連絡先**　通報者は、名前と電話番号をはっきりと伝えましょう。

【携帯での119番通報】

内容から携帯電話で119番をすると、芦屋市消防本部につながります。
ただし、市境では、アンテナ設置位置の関係で、他都市に入る場合があります。
携帯電話で119番通報するときは、必ず災害場所の市町名をお知らせください。

【Ｅメール119番通報】

■「メール119番通報」は、市内在住・在学・在勤の聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのあるかたが対象で、事前に消防本部への利用登録が必要です。
■通報は、市内(例外：隣接市境界付近で芦屋市かどうか不明な場合)での火災・救急その他の災害等に限ります。他市での通報には利用できません。
■「メール119番通報」は、緊急通報用システムのため、一般の問い合わせ等には利用できません。

市制施行70周年記念事業

第1回あしや保健福祉フェア・第3回あしや市民フェスタ

問い合わせ　福祉センター　☎31-0612/FAX31-0614

■**日時**　11月13日(土)午前９時30分～午後５時30分/14日(日)午前９時～午後５時　■**会場**　保健福祉センター・木口記念会館
■**内容**　エントランスコンサート(ピアノ・歌)／シンポジウム・講演会／All ASHIYAの健康と福祉を考える展示・体験コーナー／あしやLifeを楽しくする各種フォーラム・ワークショップ・セミナー・子ども向けイベントなど

シンポジウム「私たちが創る私たちの町」～芦屋の地域福祉を考える～

■**日時**　11月14日(日)午前10時～正午　■**会場**　保健福祉センター多目的ホール　■**定員**　100人　■**内容**　〈基調講演〉関西学院大学人間福祉学部教授・牧里毎治氏／〈実践報告〉楠町自治会、阪神芦屋駅・市役所周辺地区ユニバーサル社会づくり推進地区協議会、若葉町アステム芦屋ＡＢ棟管理組合　■**申し込み**　下記へ
問い合わせ
地域福祉課　☎38-2040/FAX38-2160

All ASHIYA フォーラム

■**日時**　11月13日(土)午後１時～４時
■**会場**　木口記念会館３階大会議室Ａ・Ｂ
■**内容**　市民活動団体の発表・意見交換・交流ほか
問い合わせ
あしや市民活動センター
☎26-6452/FAX26-6453

ラ・モール芦屋の店舗・事務所を売却します

ＪＲ芦屋駅から徒歩３分にある“ラ・モール芦屋”1階部分の、商業用店舗・事務所を下記のとおり売却します。
■**募集期間**　11月15日～30日　■**売却物件**　①区画108〈50.60㎡〉②区画109〈51.61㎡〉③区画112〈99.80㎡〉　■**売却価格**　①13,822,000円②14,089,500円③36,168,500円
■**応募方法**　所定の申込書に必要事項を記入し、郵送または持参で下記へ
※「募集案内書」は、市役所・ラポルテ市民サービスコーナー等に配置しています。

問い合わせ　街路課〈都市整備担当〉　☎38-2077(〒659-8501 住所不要)

芦屋市霊園の墓地使用者を募集

今回の募集では、遺骨のないかたも申し込み(１世帯１墓地)を受け付けます。
■**募集期間**　11月15日～12月14日＜消印有効＞※郵送のみ《重複申請不可》
■**案内書**　環境課・ラポルテ市民サービスコーナー・霊園事務所で配布
■**応募資格**　次のすべてに該当するかた(＊詳細については、案内書をご参照ください)
①平成21年11月１日以前から引き続き市内に住所(住民登録または外国人登録)を有するかたで、お墓を主としてお祭りするかた
②すでに「芦屋市霊園墓地の使用許可」を受けていないかた
③使用許可後１年以内に、施設の使用設備(墓石等)が設置できるかた
④使用料を、平成23年３月31日までに一括納入できるかた
■**年間維持費**　１㎡当り1,200円で算出した額を毎年４月に納付
■**使用の取り消し**
使用許可後、１年以内に施設の使用設備(墓石等)をされない場合等は、使用許可を取り消すことがあります。
【遺骨のあるかた】＊現地に、地区番号・区画面積を表示しています。
■**区画**(１㎡当たりの使用料)　２㎡未満・２区画(750,000円/㎡)／２～６㎡未満・14区画(750,000円/㎡)／６～12㎡未満・９区画(1,125,000円/㎡)／12㎡以上・４区画(1,500,000円/㎡)／芝生霊園4.5㎡・１区画(1,125,000円/㎡)
【遺骨のないかた】＊現地に、地区番号・区画面積を表示しています。
■**区画**(１㎡当たりの使用料)　６～12㎡未満・３区画(1,125,000円/㎡)／12㎡以上・４区画(1,500,000円/㎡)／芝生霊園5.25㎡・２区画(1,125,000円/㎡)

問い合わせ　環境課　☎38-3105(〒659-8501　住所不要)

「芦屋高浜 松韻の街」第４期分譲先着受付中

問い合わせ
「芦屋高浜 松韻の街」友の会事務局
☎0120-666-194/HP www.ashiyatakahama.com

芦屋の薫りと海風が似合う街

■**募集人数**　二人
■**応募資格**　二十歳以上のかた〈十一月一日現在〉
■**募集期間**　十一月一日～三十日
■**応募方法**　住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入の上、「介護保険事業計画の見直しにおいて必要なこと」に関する作文〈八百字以内〉を添えて、高年福祉課へ
※様式自由
※応募原稿は返却しません

■**譲渡代金の支払い等**
①土地譲渡契約締結までに、契約保証金(譲渡代金の10％)を支払う。
②土地譲渡契約締結後、三カ月以内に譲渡代金の残額(90％)を支払う。
＊三カ月以内に建築工事に着手する場合は、着工までに残額を支払ってください。

■**場所**　芦屋高浜 松韻の街
■**面積**　①十一月六日(土)・七日(日)
②十一月二三日(土)・二四日(日)
③その他の平日
＊午前十時～午後五時
■**会場**　①現地販売センター
②現地販売センター
③友の会事務局
■**応募条件**
①土地譲渡契約締結後、三カ月以内に市指定の共同事業者と建物建築請負契約を締結すること。
②譲渡契約締結後、一年以内に自己の専用住宅を建設し入居すること。

■「芦屋高浜 松韻の街」＜第４期＞分譲宅地一覧

番号	地番	地積(㎡)	価格	販売代理社
77	7番50	201.01	38,400,000円	エス・バイ・エル
81	7番87	203.48	37,000,000円	
76	7番51	201.05	38,400,000円	セキスイハイム近畿
75	7番52	201.40	38,500,000円	積水ハウス
80	7番86	204.15	37,200,000円	
84	7番90	206.14	37,500,000円	大和ハウス工業
82	7番88	204.12	37,100,000円	パナホーム
88	7番95	201.59	38,500,000円	
68	7番44	202.94	36,100,000円	ミサワホーム近畿
89	7番94	202.11	38,600,000円	
69	7番45	202.67	36,500,000円	全社共同販売 ＊上記６社と三井ホームから選択し、申し込みをすることができます。
70	7番46	202.58	36,500,000円	
71	7番47	202.07	36,400,000円	
78	7番49	304.58	59,100,000円	
90	7番93	205.69	39,300,000円	
119	7番125	224.46	41,500,000円	
121	7番126	290.19	55,400,000円	

「第６次芦屋すこやか長寿プラン21」策定委員会

問い合わせ　高年福祉課　☎38-2044/FAX38-2160(〒659-8501 住所不要)/✉info@city.ashiya.hyogo.jp

市民委員を募集します

「すこやか長寿プラン21」は、高齢者福祉対策および介護保険事業を進める指針として、サービスの質の向上と地域福祉を一層推進するとともに、高齢者ができるだけ要介護状態にならず、住みなれた地域で、いつまでもいきいきと安心して暮らせるよう支援し、長寿社会にふさわしいまちづくりを推進するため三年ごとに策定しています。

市では平成二十四年度からの「第六次芦屋すこやか長寿プラン21」に市民の皆さんのご意見を反映するため、次のとおり策定委員会の市民委員を募集します。

■**募集期間**
十一月一日～二十日
■**募集人数**　二人
■**応募資格**
二十歳以上のかた〈十一月一日現在〉
■**活動期間**
平成二十三年二月～二十四年三月
※原則として、平日または土・日曜日の昼間、全五回(一回・一時間程度の策定委員会を開催予定
※委員報酬・交通費の支給あり
■**決定方法**
応募作品により、策定委員会委員〈市民枠〉推薦委員会で決定します
※結果は、本人あてに通知
■**応募方法**
住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入の上、「介護保険事業計画の見直しにおいて必要なこと」に関する作文〈八百字以内〉を添えて、高年福祉課へ
※様式自由
※応募原稿は返却しません

◆「芦屋川南特別景観地区」の決定および「芦屋景観地区」の変更◆

問い合わせ　都市計画課 まちづくり担当　☎38-2109

芦屋を代表する景観の１つである芦屋川の個性と風格のある美しい景観を守り、優れた景観の創出を実現するため、11月１日から芦屋川沿岸のうち、ＪＲ以南の地域を「芦屋川南特別景観地区」に指定します。

当該地区内で建築物や工作物の新築・新設、増築、色彩の変更等を行う場合、「芦屋川南特別景観地区」の景観形成基準に適合した計画でなければ、市長の認定が受けられず、工事に着手できません。また、既決定の「芦屋景観地区」からこの区域を除外する「都市計画の変更」を併せて行います。

■**芦屋川南特別景観地区区域**　ＪＲ以南の芦屋川沿岸地区（右図参照）
※ＪＲ以北の芦屋川沿岸の地域についても、今後引き続き「芦屋川北特別景観地区」の指定を予定しています。
■**景観形成基準概要**
基準の詳細や認定申請の流れ等については、市ホームページまたは上記へ

六麓荘町に“補助基準点”を設置します

11月から来年１月まで、国土交通省が国土調査の基準となる基準点の設置(補助基準点の埋設)を施行します。これは、国土調査法に基づき実施するもので、市内で六麓荘町内には国土調査の基礎としての基準点がないため、補助基準点となる鋲を道路上に設置し、測量を行うものです。実施に際し、住民のかたの立ち会いや個人の敷地に立ち入ることはありません。
※測量は、身分証明書を携行した委託作業員が作業を行います。

問い合わせ　道路課(地籍調査担当)　☎38-2062

第５回　芦屋市花と緑のコンクール　受賞者決定

問い合わせ
公園緑地課　☎38-2065

第５回芦屋市花と緑のコンクールには、個人部門８点、学校園・店舗・会社部門６点、コミュニティ部門19点、合計33点のご応募がありました。受賞者は、下表のとおりです。表彰式は、10月16日(土)に市役所で行いました。

■第５回 芦屋市花と緑のコンクール　受賞者一覧

賞	個人部門	学校園・店舗・会社部門	コミュニティ部門
市長賞	—	㈱越智工務店	芦屋ハイタウンガーランド(花冠)
１位	藤原　順一	—	東山町自治会美化推進花づくり部会
２位	—	—	アステム芦屋Ｄ棟管理組合
３位	—	—	ラ・アセーラ芦屋管理組合園芸部

夜間(17：00～9：00)水道修理工事当番表【11月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は水道部へお尋ねください。
●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。
●夜間の修理は右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日
中央水道工務所	22-3552	1、7、13、19、25
原田商会	22-0706	2、8、14、20、26
越智商会	22-3708	3、9、15、21、27
西岡設備工業所	22-6900	4、17、23、29
前忠工業㈱	31-8548	5、11、24、30
(資)神明商会	22-3565	6、12、18
㈲大阪商会	32-6302	10、16、22、28

問い合わせ　水道工務課　☎38-2083

市制施行70周年記念事業

環境シンポジウム「庭園都市を目指して」

■**日時**　11月13日(土)午後２時～４時30分
■**会場**　芦屋ラポルテホール(ラポルテ３階)
■**内容**　**基調講演**「庭園都市を目指した芦屋市の試み」山中健芦屋市長／**講演**「造園修景の世界に生きて」日本造園修景協会会長・杉尾伸太郎氏／**パネルディスカッション**「環境共生の時代に庭園都市の魅力を活かす道」
■**定員**　先着170人　■**申し込み**　はがきかファクスで、11月11日(木)〈必着〉までに下記へ
問い合わせ　公園緑地課　☎38-2065/FAX38-2163(〒659-8501 住所不要)

放置自転車等クリーンキャンペーン ＜11月11日～17日＞

困ります！　自転車置きざり　知らんぷり

『放置自転車等クリーンキャンペーン』が、県下一斉に実施されます。期間中、市内の各駅前で、自転車利用者のマナー向上と迷惑駐輪の防止を呼びかけます。

放置自転車のない安全で快適なまちにするため、通勤・通学や買い物などで自転車やミニバイクを利用するときは、最寄りの自転車駐車場を利用してください。

問い合わせ　道路課　☎38-2063

第16回 上宮川ワンコインシアター

心の旅路

■**日時**　11月27日(土)①午前10時30分～②午後２時～　■**会場**　上宮川文化センター３階ホール　■**出演**　ロナルド・コールマン/グリア・ガースンほか〈1942年/アメリカ/モノクロ/127分〉　■**定員**　各回・先着150人　■**参加費**　中学生以上500円〈当日券のみ〉　■**申し込み**　直接会場へ＊満席の場合は、入場を制限させていただく場合があります。

問い合わせ
上宮川文化センター　☎22-9229

芦屋病院公開講座

肺炎とリハビリテーション

■**日時**　11月６日(土)午後２時～３時30分　■**会場**　市民センター401室　■**講師**　兵庫医療大学教授・野﨑園子氏／芦屋病院・今井教仁言語聴覚士　■**定員**　60人　■**受講料**　200円　■**申し込み**　直接会場へ

問い合わせ
公民館　☎35-0700

障がい児 年末のつどい

■**日時**　12月４日(土)午後２時～４時　■**会場**　保健福祉センター３階多目的ホール　■**内容**　よさこいソーラン・バンド演奏等　■**申し込み**　11月19日(金)までに下記へ＊できるだけ公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ
障害福祉課　☎38-2043

ハートフル福祉公社 福祉講演会

関節の痛みを克服して人生を楽しもう!!

■**日時**　11月20日(土)午後２時～４時　■**会場**　保健福祉センター３階多目的ホール　■**講師**　奈良県立医科大学名誉教授・高倉義典氏
■**定員**　先着150人
■**申し込み**　直接会場へ

問い合わせ
芦屋ハートフル福祉公社
☎38-3122